

# 市役所からの お知らせ

## 国民年金

国民年金の任意加入制度をご存知ですか？

### ■任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を65歳から受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や保険料の納付済期間が40年間に満たない場合で、厚生年金・共済年金に加入していないときは、60歳から65歳になるまで

の間に国民年金に加入して保険料が納めることができる任意加入制度があります。制度の利用には、口座振替の申し込みが必要です。

### ■特例任意加入制度

65歳以上70歳未満の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります）は受給資格期間10年を満たすまでの期間に限り加入することができます。

問合せ 市民課

☎ (275) 6241

## 税

### 住宅の省エネ改修による固定資産税額の減額措置

平成20年1月1日以前からある住宅（賃貸住宅を除く）について、平成30年3月31日までの間に、次の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、翌年度の当該家屋の固定資産税額を3分の1減額します。

### ▼ご注意ください！

バリアフリー改修軽減措置とは併

用できませんが、耐震改修軽減措置と重複して適用することはできません。**要件** 窓の改修工事を必ず含む、工事費が50万円超の次の工事

- ・床の断熱改修工事
- ・天井の断熱改修工事
- ・壁の断熱改修工事

※いずれの工事も、外気等と接する部分の工事に限ります。

**対象範囲** 1戸あたりの床面積が120㎡まで。120㎡を超えるものは、120㎡相当分が対象。

**必要書類** 省エネ改修住宅固定資産税減額申告書と現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する省エネ改修工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの）、工事内容や工事費用を示す工事明細書及び領収書  
**申込・問合せ** 工事完了から3か月以内に、必要書類を持って税務課☎(275)6109へ

## 福祉サービス

問合せの記載のないものは、高齢・障がい福祉課☎(275)6293へお問い合わせください。



### 住宅用火災警報器の購入費用を助成

高齢者や障がい者の日常生活の安全を守るため、住宅用火災警報器の購入費用を一部助成します。

**対象** 次のいずれかに該当する世帯  
①75歳以上の単身世帯、または75歳以上の方だけの世帯  
②身体障がい者手帳（1～3級）、療育手帳（A）、精神障がい者保健福祉手帳（1級）のいずれかを所持している方のいる世帯

**助成額** 1世帯2000円  
※必ず**購入前**に印鑑を持って高齢・障がい福祉課へ

## 緊急通報装置を設置

病気やケガなどの緊急時に、電話回線を通じて、直接、堺市消防局への通報や在宅介護支援センターに健康相談ができる装置を設置します。

**対象** 市内に居住するおむね65歳以上のひとり暮らしの方か、65歳以上の方だけの世帯、または重度身体障がいの方だけの世帯

**費用** その世帯の生計中心者の所得税額に応じて負担あり

## 住宅改造の経費を助成

高齢者及び重度障がい者等の方が、住み慣れた地域で自立し、かつ安心して生活をしていただけるよう、高齢者及び重度障がい者等のある世帯で現に住宅の改造が必要な世帯に、住宅改造に必要な経費を助成します。

**対象** 市内に居住する65歳以上の方がいる世帯及び身体障がい者手帳（1・2級または下肢・体幹の3級）、療育手帳（A）をお持ちの方の世帯で、身体状況により住宅の

改造が現に必要な世帯

※介護保険給付対象者については、手すりの取り付け等の工事は、介護保険制度を優先して利用していただきます。また、生計中心者の前年の所得税額により、対象とならない場合があります。

**対象経費** 現在お住まいの住宅のトイレ・浴室・玄関・廊下・階段・台所・居室等への手すりの取り付け、段差の解消、滑り止めの設置等に要する経費

※助成金の交付決定に基づき、改造工事をしたものに限ります。また、1度助成を受けている方は除きます。

## 紙おむつ給付

**対象** 次の①～③の要件をすべて満たしている方

①本市に居住し、住民基本台帳に登録されている方

②介護保険の要介護度3～5の方で、常時、紙おむつの使用が必要である在宅の方

③市町村民税非課税世帯に属する方

**支給額** 月額限度6000円分

## 配食サービス

食事づくりが困難な高齢者の方に、栄養のバランスが取れた食事をお届けします。

**対象** おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみの方で、食事の調理や買い物に困難な方

**配食日** 火・木・金曜日の夕食

**費用** 1食450円

**問合先** 社会福祉協議会 ☎(26) 3656、または高齢・障がい福祉課

## 訪問理容サービス

理髪店に行くことが困難な高齢者の自宅に、市内の理容師が訪問し理髪を行った場合、理容師の出張料金を助成します。

※理容料金は別途必要です。

**対象** 在宅で寝たきりの65歳以上の方

**助成方法** 市が発行する助成券で、理容師の出張料金を年4回まで助成（上限あり）

## 地域包括支援センター

在宅の高齢者やその家族の身近な相談窓口として、地域包括支援センターがあります。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーを配置し、介護に関するあらゆる相談に応じます。また、成年後見制度の申し立てや高齢者虐待等の相談支援も行っていきます。

**問合先** 社会福祉協議会 ☎(26) 3656

## 独居老人訪問

ひとり暮らしをしているおむね65歳以上の方を対象に、日常生活についての相談や、話し相手をする訪問相談員を無料で派遣しています。

**問合先** 社会福祉協議会 ☎(26) 3656

## 老人福祉センター 敬老の日の集い

日程 9月18日(祝)

場所 老人福祉センター3苑(瑞松苑・菊寿苑・慶翠苑)

開催時刻、内容等、詳しくは各老人福祉センターへお問い合わせください。

瑞松苑 ☎(261) 0021

菊寿苑 ☎(271) 0112

慶翠苑 ☎(265) 3188

※当日、福祉バスは3ルートとも運行しています。

### 長寿祝品を贈呈

9月1日現在、市内にお住まいの満77歳・88歳の方に長寿祝品をお届けします。

※申請手続きは不要です。



## 各種

交通事故に遭い国民健康保険で治療を受ける場合は届出を

国民健康保険の加入者が、交通事故などの第三者(加害者)行為によって傷害を受けた際に、国民健康保険を使って保険診療を受ける場合は、必ず国民健康保険の窓口に届け出てください。なお、国民健康保険が行った医療給付は、後日、加害者に請求します。ただし、加害者から治療費を受けとっている場合は国民健康保険は使用できません。

問合せ 健康づくり課

☎(275) 6374

有料普通ごみ処理券・粗大ごみ処理券取扱所の指定

次の事業所についてごみ処理券取扱所に指定しました。

■ファミリーマート羽衣駅西店「羽衣1・14・10」

問合せ 生活環境課

☎(275) 6266

	住所	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度 下半期 くみ取り日程	取石 1丁目・2丁目(6~11・13・15・18・19・23・26~28・30・33・34・38・39・46・47)	2(月) 18(水)	1(水) 15(水)	11/30(木) 14(木)	12/29(金) 17(水)	1(木) 15(木)	2(金) 16(金)
	取石 2丁目(31・41・43・45・48)・3丁目	3(火) 19(木)	2(木) 16(木)	1(金) 15(金)	12/30(土) 18(木)	2(金) 16(金)	3(土) 17(土)
	取石 4丁目~7丁目	4(水) 20(金)	4(土) 17(金)	2(土) 18(月)	5(金) 19(金)	3(土) 19(月)	5(月) 19(月)
※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。 ※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。 ※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。	千代田 1丁目~6丁目、綾園 7丁目 東羽衣 4丁目(1~7)	5(木) 21(土)	6(月) 20(月)	4(月) 19(火)	6(土) 22(月)	5(月) 20(火)	6(火) 20(火)
	高師浜 1丁目~4丁目、羽衣 1丁目・3丁目 東羽衣 1丁目・2丁目・3丁目(13・14・16)・5丁目(8・20・26)	6(金) 23(月)	7(火) 21(火)	5(火) 20(水)	9(火) 23(火)	6(火) 21(水)	7(水) 22(木)
	東羽衣 3丁目(1~12・18)・4丁目(12)・5丁目(1~7・9~19 21~25・27・28)・6丁目・7丁目	10(火) 24(火)	8(水) 22(水)	6(水) 21(木)	10(水) 24(水)	7(水) 22(木)	8(木) 23(金)
	加茂 1丁目(5・8~10・12・13・16・17・19)						
	加茂 1丁目(11・14・15) 綾園 1丁目・2丁目(1)・3丁目・4丁目・6丁目(6・16・18・20)	11(水) 25(水)	9(木) 24(金)	7(木) 22(金)	11(木) 25(木)	8(木) 23(金)	9(金) 26(月)
	綾園 2丁目(9~23)・6丁目(4・5・12・14・15・19・21)	12(木) 26(木)	10(金) 25(土)	8(金) 25(月)	12(金) 26(金)	9(金) 26(月)	12(月) 27(火)
	綾園 2丁目(2~8)・6丁目(1・7~11・13・22・23) 加茂 2丁目(6・7・23・30)・3丁目(1・6)	13(金) 27(金)	11(土) 27(月)	11(月) 26(火)	13(土) 29(月)	10(土) 27(火)	13(火) 28(水)
	取石 2丁目(37) 加茂 2丁目(1・14・17・24・26)・3丁目(8・10)・4丁目(11)	16(月) 30(月)	13(月) 28(火)	12(火) 27(水)	15(月) 30(火)	13(火) 28(水)	14(水) 29(木)
	西取石 1丁目(1・2・4・10~15・18)・3丁目(1・5・11・18・19)						
	取石 2丁目(4・5・12・14・16・17・25) 西取石 1丁目(9・16・17・19・22)・3丁目(9・14・15)	17(火) 31(火)	14(火) 29(水)	13(水) 28(木)	16(火) 31(水)	14(水) 31(木)	15(木) 30(金)

問合せ  
生活環境課  
☎(275)6266

## 「プラスチック製容器包装」の分別に関するお願い

### ■プラマークを確認する

「プラスチック製容器包装」の対象となるものは、商品が入っていた容器や包装で、プラマークがついています。ハンガーやボールペンなどはプラスチック製であっても、容器や包装ではないため、普通（可燃）ごみでお出しください。



### ■汚れをキレイに落とす

汚れがついていたり、中身が残っているものはリサイクルができません。また、他のきれいなものにも汚れが移ってしまいます。汚れの取れないものは普通（可燃）ごみでお出しください。

### ■危険な異物を混入させないで！

収集された「プラスチック製容器包装」の袋の中に医療用の針の付いたものが混入していた事例がありました。資源ごみの選別は手選別で行っています。危険な異物は絶対に入れないでください。

### ■プチプチ（緩衝材）はできるだけ小さく

プチプチ（緩衝材）やシート状の緩衝材は、設備の故障の原因になるため、小さく（概ね50cm四方）してお出しください。

### 問合せ 生活環境課

☎ (275) 6266

### セアカゴケグモにご注意を！

平成7年に市内でセアカゴケグモが発見されて以来、現在でも生息が確認されているのでご注意ください。見かけたら…素手で捕まえたり、触ったりしないで駆除する。

**駆除の方法：**クモは踏みつぶすか市販の殺虫スプレー（クモ用またはゴキブリ用）を噴霧する。卵のうは、踏みつぶすか焼却する。

**もし、かまれたら：**患部を流水でよく洗い、早く病院で治療する。可能であれば、かんだクモは殺して、病院に持っていく。

### 問合せ 生活環境課

☎ (275) 6266

# 高石工場 夜景 撮影ツアー

10月28日 Sat. 15:50 ~ 21:10

写真家小林哲朗先生の工場夜景撮影講座を受けてから、通常では入ることのできない「津波避難タワー」など、工場夜景スポットへ向かいます。

**募集** 30人（最小催行人員20人・添乗員同行）  
※応募多数の場合抽選

**参加費** 4,000円（軽食・ポストカード付き）

**主催** 高石商工会議所：協力 高石市

※参加の際は、一眼レフ・三脚を持参してください。

**申込** 9月29日までに往復ハガキの返信用封筒宛名面に代表者住所・氏名、文面に①高石工場夜景撮影ツアー②代表者の住所・氏名・年齢・性別・携帯電話番号③申込人数（2人まで）④同行者の氏名・年齢・性別⑤高石市のイメージや工場夜景についてのエピソード（高石商工会議所のHP等でご紹介する場合があります。）を記入して、高石商工会議所「高石工場夜景撮影ツアー」係 [〒592-0014 高石市綾園2-6-10]

高石婚活夜景ツアー 開催決定！  
12月17日（日）開催  
詳細は広報たかいし  
10月号で。

# その痛み、 保険が使える？ 使えない？

はり・灸・あんま・マッサージ・柔道整復師による施術を受ける場合、健康保険を適用できるケースは限られています。正しく理解し、適切に受診しましょう。

## 問合先

国民健康保険加入者は健幸づくり課 ☎(275)6374  
後期高齢者医療保険加入者は健幸づくり課 ☎(275)6392  
または府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06(4790)2031

## 整骨院・接骨院で 柔道整復師の施術

### ○ 保険が使える場合

骨折・脱臼・打撲及びねんざ等（いわゆる肉離れを含む。）

※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

### 施術を受ける際の注意点

- ・肩こり・筋肉疲労等に対する施術は保険の対象ではなく全額自己負担となります。
- ・柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の対象になりません。

## 医師が必要と認めた はり・灸・あんま・マッサージの施術

### ○ 保険が使える場合

#### はり・灸

神経痛・リウマチ・頸腕（けいわん）症候群・五十肩・腰痛症・頸椎（けいつい）捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

#### あんま・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

### 施術を受ける際の注意点

- ・保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。
- ・疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず、全額自己負担になります。
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療中は、はり・灸の施術を受けても保険の対象にはなりません。

施術を受けたときは、必ず領収証を受け取りましょう。

買って・使って・得するエコ

## 家庭用生ごみ処理機等購入補助制度

**対象** 次の要件をすべて満たしている方

- ① 本市に住民登録し、市内に居住していること
- ② 生ごみ処理機を設置、適正に維持管理できること
- ③ 市税（住民税、固定資産税、軽自動車税）を滞納していないこと

**対象機器** ① 電動式生ごみ処理機 ※1世帯1台まで  
② 生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器、EMぼかし容器など） ※1世帯2台まで

**補助金** 機器購入金額（消費税を含む）の1/2  
※①は2万円、②は3000円を上限とします。

**必要書類** 家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付申請書兼振込依頼書（市ホームページからダウンロード可）・領収証および保証書の写し・設置状況の分かる写真・振込口座の通帳の写し

**申込・問合先** 購入した日から6か月以内に必要書類を生活環境課 ☎(275)6266へ持参

## 母子家庭等自立支援給付金の ご案内

ひとり親家庭の母または父が就業に結びつきやすい資格を取得するため、休業期間中の生活費等の負担軽減を図ります。

### ■高等職業訓練促進給付金

**対象** 看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・保育士・介護福祉士・社会福祉士・美容師・歯科衛生士・製菓衛生士・調理師の休業期間1年以上の専門学校

### ■自立支援教育訓練給付金

**対象** 休業期間1年未満の厚生労働大臣指定教育訓練講座

※いずれも児童扶養手当受給者または同等の所得水準であること・過去に給付金制度の利用が無いこと等の要件があります。また、給付希望の方は事前相談が必要です。

支給期間・支給金額等、詳しくは  
 ことも家庭課 ☎(275)6349へお問い合わせください。

## 秋祭りに伴う交通規制のお知らせ

秋祭りに伴う交通規制及び規制により行き止まりとなる時間帯と区域は次のとおりです。

**規制時間帯** 9月24日の午後0時30分

分～4時30分、10月7日の午後1時

30分～5時30分、8日の午前8時30

分～11時30分および午後0時30分

～5時30分

※10月7日は、秋祭りに伴う交通規制等により定期運行に支障をきたすので、福祉バスは終日運休します。ご理解・ご協力をお願いします。



## 消費生活センターだより Consumer service center newsletter

# 「数億円当選した」はずが 5万円の支払いに 迷惑メールは無視



申し込んだ覚えはないのに、数億円当選したとのメールがスマートフォンに何度も届くので、本当に当選したかもしれないと思い返信した。当選金を受け取るには登録料1万円がかかると言われ、指示されるままにプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って送信した。その後も手数料等の名目で請求があり、合計で5万円ほど支払ってしまった。返金してほしい。(60歳代 男性)



「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」などの心当たりのないメールやSMS（ショートメッセージサービス）が届いても、絶対に開かず、すぐに削除してください。安易に連絡してしまうと、金銭を要求されたり、個人情報を出されたりする危険があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。不安を感じたときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、  
消費生活センターへ  
☎(267)5501

場所 市役所本館2階  
時間 9:00～16:45  
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報第285号」から抜粋・イラスト黒崎玄

# みんないっしょに生きる社会を まっぼっくり

## 高齢になっても安心して生活できる社会へ

日本の総人口は1億2675万人（平成29年7月1日現在）で、総人口が減少傾向にもかかわらず、65歳以上の高齢者は過去最高の3502万人で、高齢化率（総人口に占める割合）は27.6%と私たちのおよそ4人に1人が65歳以上ということになっています。そして、平成47年には高齢化率が33.4%と3人に1人が65歳以上の高齢者になると推定されています。日本は「長寿国」であると同時に、世界にも例を見ない「超高齢社会」時代を迎えているのです。

高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的として、平成7年に施行されたのが「高齢社会対策基本法」です。そこには基本理念として次の3点を掲げています。

①国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会

②国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会

③国民が生涯にわたって健やか

で充実した生活を営むことができる豊かな社会

そして、同法に基づき平成24年に定められた「高齢社会対策大綱」は、「人生90年」時代を前提に全世代で支え合える成熟した長寿社会の構築を目指しており、基本的な考え方は次の6点です。

①「高齢者」の捉え方の意識改革

②老後の安心を確保するための社会保障制度の確立

③高齢者の意欲と能力の活用

④地域力の強化と安定的な地域社会の実現

⑤安全・安心な生活環境の実現

⑥若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現

このように大綱では、高齢化社会に対応した社会やまちづくりに向けた取組の基本的なルールを定め、様々な施策の展開が図られています。

さて、年を重ねれば誰であれ「老い」により、身体面、精神面に衰えが生じるのは避けられません。人によっては生活の介助が必要になったり、もの忘れや記憶違いなどが増え、ときには失敗や誤解を招くこともある

でしよう。こうした「老い」を理由に、高齢者の尊厳を軽視したり、疎外したりしていませんか。ここ数年、高齢者の人権が侵されるような事例が多発しています。高齢者に対する心身の虐待や介護放棄、不当な財産処分は重大な人権侵害です。高齢者の身体的・精神的・立場的な弱みにつけこんだ、振り込め詐欺や悪徳商法などの犯罪も後を絶ちません。さらには身体の不自由な高齢者や障がいのある方が、社会生活を送るうえで支障となる物理的な障害を取り除くこと（バリアフリー）も、まだまだ十分とは言えません。また、高齢者が安心して自立した生活を確保し、生きがいを持って社会の一員として生活するには、雇用の維持・拡大も不可欠です。

最後に、高齢者には社会の支え手になってもらうと同時に、支えが必要になった時には周囲の支えにより自立し、人間らしく生活できる尊厳のある超高齢社会の形成が望まれています。

人権推進課

☎(275)

6279

## - 消費生活講演会 -

11月4日 Sat.  
14:00 ~ 15:30  
(13:30 開場)

講演(約70分)  
「日々笑顔で生きる」



講師 大平サブロー 氏

場所 アプラホール（大ホール）  
対象 市内在住で高校生以上の方  
定員 700人（応募多数の場合、抽選）  
参加費 無料  
申込 市ホームページに設置する申込フォームまたは往復はがきに代表者の住所、氏名、年齢、電話番号、希望人数（2人まで）を記入し、経済課[〒592-8585（住所記載不要）]へ。  
※返信用宛名欄にも代表者の住所、氏名、希望人数を記入してください。  
締切 10月10日（消印有効）  
問合先 経済課 ☎(275)6149



高師浜駅と伽羅橋駅では、  
無料レンタサイクルを貸出中です。  
しかも、駐車場の利用が  
自分の自転車でも  
**無料!**



# 放置禁止区域に

# 止めないで!

「高石市自転車等の放置防止に関する条例」の  
規定に基づき、市内各駅周辺に自転車等の放置  
禁止区域を定め、違反して駐車している自転車・  
ミニバイクを強制撤去し、自転車保管場所へ移  
送・保管しています。自転車やミニバイクは必  
ず自転車駐車場に止めてください。

問合せ 土木公園課

☎(275)6478

放置禁止区域図 ■ 自転車等放置禁止区域 ■ 市営自転車駐車場(有料) ▲ 自転車置場(無料)

